

令和5年（ワ）第70559号 著作権侵害損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 株式会社朝日新聞出版

5

## 準備書面 2

2024年2月6日

東京地方裁判所民事第40部3B係御中

原告 三宅勝久

10

### 第1 別件訴訟判決における訴外大内の説明の信用性について

#### 1 はじめに

被告は、原告と訴外大内裕和氏（以下「大内氏」という）との間で争われた別件訴訟の判決（乙1～3）を主な理由のひとつとして、原告各記述※には著作物性がなく原告の権利侵害はないと述べる（被告答弁書、準備書面）。しかしながら、同訴訟で大内氏が主張した内容には、事実関係の根幹において信用性を欠く部分がある。原告記述1を読むことなく被告記述1（「Journalism」記事。甲3）を作成したという大内氏の説明は、虚偽または誤認であり、事実ではない。本件訴訟の提起後に武蔵大学の研究不正調査が行われ、その調査報告書（甲13）に記載された大内氏の釈明ぶりによって裏付けられた。別件訴訟判決が判断の前提とした事実認定には重要な誤認があり、参考にする際には注意が必要である。以下に理由を述べる。

※原告各記述と被告各記述の関係は次のとおりである。

- 原告記述1（「選択」記事。甲1-1）
- 被告記述1（「Journalism」記事。甲3）
- 記述A（後述。大内氏著「日本の奨学金はこれでいいのか」第1章24～25

頁、甲 6。原告記述 1 と類似。訴状別表 1（参考）

・原告記述 2（「日本の奨学金はこれでいいのか」 2 章・90～91 頁。甲 2—1）

・被告記述 2（「奨学金が日本を滅ぼす」 1 章・86～87 頁。甲 4）

## 5 2 被告における別件訴訟判決の誤読について

被告は、別件訴訟の知財高裁判決について、大内氏が原告記述 1 を読んでいた可能性を含めて判断した旨述べる（被告準備書面・3 頁「第 2」）。しかしながら、これは当該判決の誤読である。別件訴訟において大内氏は、原告記述 1 は読んでいないとの主張を一貫して行っている（甲 1 1）。当該知財高裁判決は「被告各記述  
10 を作成するに際し、被控訴人が原告各記述に記載されたデータを参考としたこと（被控訴人が自認する事実）を踏まえても」（乙 2・22 頁 3～5 行目。下線は原告による）と述べており、原告記述 1 を読まずに被告記述 1 を作成したとする大内氏の主張を全面的に認めた上での判断であることは構文上明らかである。

## 3 別件訴訟における大内氏の主張

15 被告各記述を執筆する時点において、大内氏は原告各記述をどのように認識していたか。このもっとも基本的な事実関係について、別件訴訟で大内氏は趣旨として次のとおり主張している。

・被告記述 1——執筆時点で原告記述 1 は読んでいない。存在は知っていた。  
（甲 1 1）

20 ・被告記述 2——執筆時点で原告記述 2 の内容は知っていたが、参考にしたのは一部のデータのみである。（甲 1 1・2 葉目「3」の項）

被告各記述はいずれも原告各記述に依拠して書いたものではなく、大内氏が独自に、公開データなどから素材を収集し文章を作成した——という趣旨である。別件訴訟の裁判体は、この主張が正しいとの認識のもとで判断を下した。

## 25 4 武蔵大学の調査と「1 兆円」問題

ところが、別件訴訟の知財高裁判決言い渡し後、大内氏に対して武蔵大学による研

究不正の調査が行われることとなり、その過程で「原告記述1は読んでいない」とする大内氏の主張の信ぴょう性を強く疑わせる事実が判明した。経緯は以下のとおりである。

#### (1) 武蔵大学の本調査決定

5 2022年9月19日、原告は武蔵大学に対して大内氏を研究不正の疑いがあるとして告発した(2022年4月、大内氏は中京大学から武蔵大学に転籍した)。告発内容は、原告各記述と類似する記事・著作を大内氏が発表しており、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(甲12。以下「文科省ガイドライン」という)が定義する特定不正行為(盗用)の疑いがあるというものであった。

告発調査対象となった大内氏の著作物は、被告記述1とほぼ同一内容の訴外記述(以下「記述A」という。「日本の奨学金はこれでいいのか」第1章24～25頁、甲6)および被告記述2であった。それぞれ原告記述1、原告記述2と類似している点を問題視した。

15 この告発に対して武蔵大学は予備調査を実施し、「著作物の類似性について調査する必要がある」として本調査の実施を決定した。そして同年10月21日に調査委員会が設立された(甲13・2～3頁)。

なお、これにさかのぼり、2020年に原告は同様の告発を中京大学に対して行ったが、中京大学不正活動予備調査委員会は本調査不要と判断した。

#### 20 (2) 調査過程で判明した「1兆円」の誤記の一致

武蔵大学調査委員会による本調査は、2022年12月5日から2023年6月9日まで約半年間にわたって実施された。その過程で原告は、原告記述1のなかの「1兆円」という記述が誤りであり、正しくは「3800億円」であることに気がついた(原告準備書面1参照)。原因は、財務会計書類の中から必要な数字を抽出して積算する際の計算ミスであった。

この誤記発見に伴い、大内氏の記述Aにも「1兆円」の記載があることから※、

いわゆる誤記の一致がみられることとなり、「原告記述1は読んでいない」としてきた大内氏の説明に疑義が生じた。この点について大内氏は調査委員会から説明を求められることになった。

※該当箇所は本書面6頁6～7行目参照。

### 5 (3) 調査報告書で判明した大内氏の釈明

2023年7月6日、武蔵大学調査委員会は調査を終えて調査報告書を作成し、文部科学大臣に提出した(甲13)。原告が調査報告書を入手したのは同年9月中旬である(文部科学大臣宛て保有個人情報開示請求による)。

調査報告書には、その結論部分に、「特定不正行為」にはあたらないとしながらも、「情報公表元への確認が不十分であった結果、記述内容が不正確となり、不正行為を疑われるような事態を招いた可能性があるほか、孫引きの資料を、十分な確認を行わないまま、使用をしたことも認められた」などとして、学長より「厳重に注意を行う予定である」との記載があった。(甲13・7頁「4」)

このうち「情報公表元への確認」とは「1兆円」の「誤記の一致」に関する内容であることが、調査報告書の次の記載からわかる。

告発者の主張の通り、被告発者の著作物の一部分に、告発者の著作物と相当程度、内容の似通った記述があるほか、告発者、被告発者双方の記述の一部に同様の誤りがあることが認められた。他方、被告発者から、似通った記述のある箇所につき、根拠資料として告発者の著作物以外の資料が提出されたことに加え、同様の誤りのある箇所につき、情報公表元(独立行政法人日本学生支援機構)に確認した上での記述であるとの説明がなされた。このことから、被告発者の記述が、一般に公表された資料その他の告発者の著作物以外の資料や、被告発者自身による情報公表元への確認に基づきなされた可能性を完全に否定することはできないと判断した。

情報公表元への確認については、いつ、誰にどのように確認したのか等につい

ての十分な説明や根拠資料の提出はなかった。

(甲13・6頁9～18行目)

これらの記載から次の事実が判明した。

- 5     ・大内氏は調査委員会に対して、日本学生支援機構に確認した結果「3800億円」とすべきところを「1兆円」と誤った——という趣旨の説明をした。
- ・大内氏は、上記説明の根拠となる資料を提示することができなかった。
- ・大内氏は、上記説明に関して、日本学生支援機構に対して、いつ、誰にどのよう  
10    に確認したのか十分な説明ができなかった。

#### 10    5 調査委員会の判断について

調査報告書によれば、武蔵大学調査委員会は「誤記の一致」に関する大内氏の上記説明を合理的なものと判断している。しかし、文科省ガイドラインは、調査対象となった研究者が根拠を示して疑義を晴らすことができない場合は不正と認定するよう定めており、この判断には疑問の残るところである。

15

特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定される。

- 20    また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在的など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

(甲12)

- 25    大内氏は、根拠資料の提示や十分説明ができなかったというのであるから、文科省ガイドラインに従えば不正と認定されてしかるべきであろう。

~~ことは、~~ 中京大学（本調査不要）と武蔵大学（本調査を要する）の判断の違いを

みるまでもなく、研究不正の調査の基準は大学によって大きく異なる。仮に他大学であれば別の結論になった可能性は否定できない。

## 6 「原告記述1は読んでいない」とする主張は破綻している

「原告記述1は読んでいない」とする大内氏の主張が破綻していることについて  
5 述べる。

記述Aの誤記の一致がみられる箇所は、「2010年度期末で民間銀行の貸付残高はだいたい1兆円で、年間の利払いが23億円である」という部分であるが（甲6。下線は原告）、この箇所の執筆経緯について、誤記発覚前の2020年10月時点で大内氏は次のような説明をしている（大内氏が中京大学不正活動予備調査委員会に提出した2020年10月13日付意見書より）。  
10

「5 銀行に多額の貸付残高があり、2010年度の利払いが約23億円に達していること。」

（甲15・1頁最終行から数えて5行目）

15 「5については、独立行政法人日本学生支援機構『JASSO 年報』（平成22年度）に掲載されている日本学生支援機構のキャッシュ・フロー計算書平成22事業年度区分の「その他利息の支払額」に掲載されています。」

（甲15・3頁4～6行目）

20 原告記述1を参照することなく、独自に『JASSO 年報』（平成22年度）から必要な情報を得て書いた旨の説明である。しかしながら、「約1兆円」の根拠となる数字はこの『JASSO 年報』にはない（甲21）。大内氏は「民間銀行の貸付残高はだいたい1兆円」という記述を「銀行に多額の貸付残高があり、」と要約しながら根拠を示していない。そして、「1兆円」が誤記であることを原告に指摘された2  
25 022年12月以降になって、突如「日本学生支援機構に確認した（結果誤った）」との釈明を始めたのである。

付言すれば、原告記述1中「貸付残高」は「借入残高」の誤りであるが（下線は原告による）、大内氏の記述（被告記述1、記述A）にも同じ誤記がみられる。この点について大内氏は別件訴訟において「誤記ではない」と釈明したが、原告記述1に依拠した（すなわち同記述を読んでいた）ことを強く推認させる事情である。

- 5 原告記述1を読まずに被告記述1を書いたということが仮に事実であれば、中京大学への弁明を行う際に自身で誤りに気がついたはずである。あるいは、別件訴訟の審理中にも訂正する機会があったはずである。「1兆円」の誤記の一致に関する大内氏の釈明内容は不自然であり、信用できない。記述Aすなわち被告記述1を執筆するにあたり、大内氏はじっさいには原告記述1を読んでいたことは明らかである。
- 10

## 7 データ収集に関する大内氏の説明は信用できない

- 原告記述1を読んでいたか、読んでいないか、というもっとも基本的な事実関係において大内氏の説明に看過できない疑義が生じた以上、大内氏が別件訴訟で行った主張は全面的にその信ぴょう性を疑う必要がある。素材のデータを自身で収集したとする主張についても、問題発覚当初から現在までの大内氏の説明状況の一貫性のなさをあわせみれば信憑性が乏しいというべきである。
- 15

### （1）盗用を否定する根拠資料にも盗用の疑いがみられた

- 被告記述2と原告記述2が類似していることに原告が気づいたのは2020年7月のことであった。原告はただちに大内氏に説明を求め、中京大学に一度目の告発をした。当時、原告は被告記述1の存在を知らなかった。この告発に対して大内氏は、2020年9月23日付の大学宛意見書で「盗用・剽窃には当たらない」とした上で次のとおり釈明し、根拠資料だとして自身の記事等を示した。
- 20

- 「表現についても、三宅氏の『日本の奨学金はこれでいいのか！』第2章発表以前に、拙著『奨学金が日本を滅ぼす』のご指摘の箇所で使用している表現は、私が自分の講演や雑誌論文、雑誌インタビュー記事、著書などで発表しています」（甲14・4頁11～13行目）
- 25

大内氏は同趣旨の回答書を原告にも送付した。

上記説明の中で大内氏が盗用を否定する根拠として示した記事等の中には記述 A (甲 1 3) が含まれていたところ、原告はそこに原告記述 1 との類似箇所があることを発見した。そこで原告は大内氏に対してその事実を指摘し、同時に追加の告発  
5 を中京大学に行った。追加の告発にあたり原告が調査をしたところ、原告記述 1 と類似する著作物が、被告記述 1 をはじめとして多数見つかったため、あわせて告発対象とした。

かかる追加の告発と原告による指摘に対し、大内氏は、中京大学と原告とで相矛盾する応対をした。つまり、中京大学には、2022年10月13日付意見書で、  
10 「原告記述 1 は読んでいない」として (甲 1 5 ・ 1 頁)、独自に資料を収集したとの説明を行った (甲 1 5 ・ 1 頁下から 5 行目。同 3 頁 4 ～ 6 行目)。方や原告には、具体的な釈明をすることなく示談交渉を申し入れ、原告記述 1 を読んだことを前提に、謝罪・訂正等を行う用意がある旨の解決案を提示した (甲 7)。その後示談交渉が決裂し、別件訴訟を原告が提起すると、大内氏は一転して原告にも「原告記述  
15 1 は読んでいない」との主張をするようになった。原告記述 2 については、読んではいないものの、データの一部を参考にしただけだとの主張を行った。

そして、すでに述べてきたとおり、武蔵大学調査委員会による調査の過程で「誤記の一致」が発覚すると、大内氏は、日本学生支援機構に確認した結果、確認不足で誤記が生じたという趣旨の弁明を突如として行うに至った。

### 20 (3) 大内氏の説明からは研究実績の「幹」が見えない

通常、研究者が発表を行うときは、研究内容や実績がいわば幹となり、そこを基礎として様々な論文や記事が生み出される。ところが、大内氏の場合、被告各記述に関する説明をみる限り、研究の「幹」がまるで見えてこないという特徴がある。被告各記述に記載したデータをいかにして収集したか。この点について大内氏は、  
25 要するに、原告記述中にある個々のデータがインターネット上に存在していた、周知の事実をわかりやすく書いているだけだ、と言っているに過ぎず、どういう資料



をどのように調査した結果であるか、説得力をもって説明できていない。「1兆円」の部分だけをなぜ日本学生支援機構に確認する必要があったのか、という点についても説明がない。

この不自然さは、被告各記述が研究実績という「幹」から作成されたものではないと考えれば理解可能である。データも表現もアイデアも、すべて原告各記述に依存した文章である故、説明が支離滅裂になるのである。武蔵大学の調査において研究ノートの種類が提出された形跡がないことから明らかである。

大内氏はなぜ「原告記述1を読んでいない」と大きく事実を歪めた主張をしたのか。理由は次のようなものであると推認される。

原告記述2との類似を指摘された際、大内氏は中京大学に対して次のような釈明を行った。

「表現についても、三宅氏の『日本の奨学金はこれでいいのか!』第2章発表以前に、拙著『奨学金が日本を滅ぼす』のご指摘の箇所で使用している表現は、私が自分の講演や雑誌論文、雑誌インタビュー記事、著書などで発表しています」

しかし、あろうことかその「記事」や「著書」に別の盗用の疑いが発覚した。万事休すとばかりに、「原告記述1は読んでいない」との強弁を考えつき、現在までそれを続けているのである。

大内氏が、被告記述1のみならず被告記述2についても、全面的に原告記述2を模倣して作成したことに、もはや疑いの余地はない。

## 20 8 研究不正としての「盗用」の典型である

大内氏は大学教授として研究倫理を遵守する義務を負っている。「盗用」は研究倫理違反（研究不正）の主要なものの一つである。研究不正防止を目的で作られた明治大学文学部作成の資料には次のように記載されている。

### 25 (2) 剽窃（盗用）行為とみなされる事例

次のような行為は、剽窃（盗用）とみなされます。また、これに類似した行為

や剽窃を助ける行為（レポート等のひな形を作成して他人に見せること等）も同様です。

○活字媒体（書籍・雑誌・新聞等）や Web サイト等に掲載された他人の文章（無署名であっても）や資料等について、出典を示さずにそのまま使い、あるいは前後関係や語句を若干変更した程度でレポート・論文を作成すること。

（甲 1 6）

大内氏の作成した被告各記述は、まさにこの類型にあてはまる。原告各記述を、出典を示さずにそのまま使い、前後関係や語句を若干変更した程度で被告各記述を作成したものであることは、一見するだけで歴然としている。研究不正としての盗用は著作権とは別の概念であるが、大内氏は、著作権侵害のみならず盗用を認定されることを回避するため、事実を歪めた釈明を重ねてきたとみるのが自然である。

## 8 小括

以上のとおり、別件訴訟における大内氏の説明は信用できず、別件訴訟の判決が前提とした事実認定は検証の余地がある。

## 第 2 著作物性

1 別件訴訟の判断の前提事実は崩れている

### （1）大内氏の説明の破綻を考慮にして検討すべきである

原告記述 1 は読んでいない、とする大内氏の主張の信用性欠如が明白になった以上、別件訴訟における大内氏の主張と事実認定を無批判に本件に適用するのは妥当ではない。大内氏は、原告各記述のデータを流用し、表現についても原告記述を模倣した、と理解するのが自然であり、そうすると原告各記述には次の事実が認められるというべきである。

- ・表現されているアイデア自体に創作性がある。
- ・事実(素材)の集め方（取材方法）に創作性がある。
- ・事実の配列において創作性がある。

以下、それぞれについて詳述する。

## 1 表現されているアイデア自体に創作性がある。

原告各記述によって表現されているアイデアは原告独自の考察である。すなわち、日本学生支援機構による昨今の回収強化について、同機構は「貸し付け原資を確保  
5 するため」と説明している。しかし、原告はこの説明に疑問を持ち、検証を試みた。その結果、じつは原資よりも利益（延滞金や利息）を得ようとしているのではないかという疑いを強めた——という内容である。この原告独自の考察を、数々のデータなど客観的事実を使って表現したのが原告各記述である。上記アイデアは原告と訴外大内以外にだれも発表していない。「回収強化は原資の確保のため」という支援機構の説明に注目した論考自体、原告と大内氏のもの以外には存在しない。そして、大内氏の上記アイデアの発表時期は原告より後である。別件訴訟において、大内氏は、上記アイデアが広く周知された一般的なアイデアであるかのように主張し、  
10 別件判決はそれを追認したが、一般的なアイデアの類ではない。

別件訴訟において大内氏は、原告各記述を模倣したことの責任を回避するなどの  
15 目的で、「一般的なアイデア」であるかのように事実を歪めて主張したものであり、信用できない。

## 2 事実（素材）の集め方（取材方法）に創作性がある

原告各記述に使用した事実（データ）の収集方法に関する別件訴訟の事実認定について、大内氏の主張の信用性欠如が明らかになった以上、別件訴訟の判断を踏  
20 襲すべきではない。

原告各記述に依拠することなしには原告各記述と同じ素材を集めることは常識的に不可能である。このことは、原告各記述に使われた諸々のデータを記事等に使い、原告記述と同様のアイデアを表現した例が、大内氏を除いてほかに存在しないことから明白である。データが公表されていて比較的容易に入手できることと、それ  
25 らを探索し、選び出した上で表現に使用することは同一ではない。原告各記述の表現における素材の収集、取捨選択に創作性があることは明らかである。

### 3 事実等の配列において創作性がある

事実等の配列における創作性についても、大内氏の主張の信用性欠如が明らかになった以上、慎重に検討されるべきである。以下詳述する。

#### (1) 原告記述 1

##### 5 ○表現内容（アイデア）

回収強化は貸し付け原資を確保するためという支援機構の説明に疑問を持ち、検証した結果、じつは原資よりも利益＝延滞金・利息＝を得ようとしているのではないかという疑いを持つに至る原告独自の考察である。

これを、事実をつかって効果的に表現するため、次のような創意を凝らしている。

10

##### ① 第1・2文（書き出し）

「原資の確保であれば元本の回収がなにより重要なはずだ。ところが、日本育英会から独立行政法人に移行した04年以降、回収金はまず延滞金と利息に充当するという方針を頑なに実行している。」

15

回収強化は貸し付け原資確保のためだという学生支援機構の説明に対して問題提起をする文章を書き出しにもってくることで、読者の興味を喚起している。さらに続く文で、回収金は延滞金と利息に充当するという事実を示し、読者を引き込む工夫している。

##### ② 第3・4文

20

「10年度の利息収入は232億円、延滞金収入は37億円で達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところに消えている。」

25

問題提起の後に具体的な延滞金収入と利息収入の金額を示すことで、読者の興味をさらに引きつける工夫をしている。文中に数字の説明が出てくると煩雑になって読者が飽きやすいので、そうならないよう考えて構文している。また、この文章を書くために、利息・延滞金収入の額を取材で入手した。そして、延滞金と利息のことを書いてきたのは、延滞金や利息は「原資」とは関係ないからなのだという筆者

の問題意識をここで明きらかにする。「なるほど、そうなのか」と読者をうならせるべく説得効果を期待している。

### ③ 第5～8文

「この金の行き先のひとつが銀行であり、債権管理回収業者（サービサー）だ。  
5 10年度期末で民間銀行からの貸付残高はざっと1兆円。年間の利払いは23億円。  
また、サービサーについては、同年度で約5万5000件を日立キャピタル債権回  
収など2社に委託し、16億7000万円を回収、そのうち1億400万円が手数料  
料として払われている。」

延滞金や利息が「原資とは無関係のところに消えている」という記述を読んだ読  
10 者が、いったいどこに消えているのかと疑問を抱くことを想定して、具体的な使い  
道を述べて疑問に答える。そして、具体的な金額を示すことで読者を説得する効果  
を期待している。この部分を表現するために、文部科学省や支援機構に取材し、ま  
た情報公開請求でデータを入手している。

### ◎記述全体の創作性

15 ①～③の流れについて、読者の興味が途切れないう工夫をして構成している。  
同じ語尾の繰り返しを避けるなど、全体として文章のリズムにも配慮している。書  
き出しから末語まで、読者がひっかかりを覚えることなく一気に引き込まれるよう  
に読めるよう、文章が練られている。数々の事実を通して筆者の問題意識が自然に  
読者に伝わるよう工夫がされている。事実の取捨選択、配列において強く創作性が  
20 発揮されている。

## (2) 原告記述2

### ○表現内容（アイデア）

回収強化は貸し付け原資を確保するため——という支援機構の説明に疑問を持ち、  
25 検証した結果、じつは原資よりも利益＝延滞金・利息＝を得ようとしているのでは  
ないかという疑いを持つに至るまでの原告の考察である。

原告記述2は、2013年に作成したものであるが、原案は原告記述1に基づく。原告記述1にさらに肉付けし、最新の情報を盛り込んで作成した。

このアイデアを、客観的事実を素材につかひながら効果的に表現するため、次のような創意を凝らしている。

5

#### ① 書き出し（第1・2文）

「日本学生支援機構の会計資料によれば、2010年度の利息収入は232億円、2011年度275億円、2012年度318億円。延滞金収入は2010年度37億円、2011年度が41億円、2012年度43億円と増加傾向にあります。」

10

回収強化は貸し付け原資確保のためだという学生支援機構の説明に対して、本当にそうなのかと問題提起をして読者の興味を喚起している。より説得力をもたせて文章に引き込むため、利息収入と延滞金収入が年々増えている事実を示す工夫をしている。増加していることを説得力をもたせて表現するため、日本学生支援機構の財務資料や積極的な取材で必要なデータを入手した。

15

#### ② 第3～6文

「利息・延滞金で年間360億円（12年度）もの収入です。そして、日本学生支援機構の説明によれば、これらのお金の行き先は「経常収益」、つまり「儲け」に計上されています。特に延滞金のほとんどは「雑収入」です。つまり、延滞金の回収にいくら励んだところで「原資」とは何の関係もないのです。」

20

第1・2文で、利息・延滞金収入が年々増加していることを示したのに続き、その額が小さくないことを12年度の総額を記述することで読者に効果的に伝えている。前段で細かい数字が多数出てきて読み疲れた読者に対して、まとめた額を示してスッキリした心理になるよう考えて構文したものである。そして、続く文で、それらの収入が原資とは関係のない「経常収益」に計上されている事実をみせ、読者をさらに引き込む工夫をしている。

25

### ③ 第7～8文

「むしろ、延滞金に固執すれば原資の回収は遅れます。回収金はまず延滞金と利息に充当するという方針を実行しているからです。もし、本当に原資を回収して不良債権を減らしたいというのであれば、元金から回収すべきです。」

- 5 「回収強化は原資確保のため」という日本学生支援機構の説明に対する筆者の疑問を、前段の数字の説明に続いて、回収金の充当順位の問題を示すことで、読者に効果的に伝える工夫をしている。

### ④ 第9文以降

- 10 回収強化の真の狙いは「利益」ではないか。「原資確保のため」というのは嘘ではないか。この筆者の考察の結論部分が説得力と迫力ある形で読者に伝わるよう、各種データを淡々と並べる表現方法を意図的に採用している。

### ◎記述全体の創作性

- 15 ①～④の流れについて、読者の興味が途切れないよう工夫をして構成している。全体として文章のリズムにも配慮している。書き出しから末語まで、読者がひっきりを覚えることなく一気に引き込まれるように読めるよう、意識的に文章が練られている。数々の事実を通して筆者の問題意識が自然に読者に伝わるよう工夫がされている。単なる事実の羅列ではない。事実の取捨選択、配列において強く創作性が発揮されている。

### (3) 小括

- 20 大内氏は、全面的に模倣して被告各記述を作成していながら、記述順位にも創作性がないなどと事実と反する後付の言い訳を行い、別件訴訟の裁判体をもって真正であると誤認させたのである。原告各記述には、作成者たる原告の個性が表れており、作成者の思想又は感情が創作的に表現されたものと認められる。事実の羅列でもなければ、周知の事実をありふれた手法で表現したものでもない。著作物といえ  
25 るための創作性の程度は、高度な芸術性や独創性まで要するものではなく、作成者の何らかの個性が発揮されていれば足りる。表現に使用された諸々の事実がインタ

ーネット上で比較的容易に入手できたとしても、創意工夫なしに原告各記述は作成できないことは経験則上明白である。したがって、原告各記述は創作性を有しているというべきである。

### 第3 新聞記事の著作物性を認めた判例

#### 5 (1) 客観的事実を素材につかった短い記事にも著作物性がある

首都圏新都市鉄道株式会社の社内イントラネットで、新聞社に無断で記事を検索・閲覧できるようにしていたことが著作権侵害にあたるとして、中日新聞社が首都圏新都市鉄道に損害賠償を求めた訴訟（甲17、18）の知財高裁判決（令和4年（ネ）10106）は、次のように述べて、問題となった新聞記事の著作物性を認める判断をしている。

平成30年度掲載記事は、各記事の作成者の個性が表れており、いずれも作成者の思想又は感情が創作的に表現されたものと認められるから、著作物に該当するものと認められる。

15 これに対し、1審被告は、平成30年度掲載記事は、「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道」（著作権法10条2項）であり、著作物に該当しない旨主張する。

しかしながら、上記認定のとおり、平成30年度掲載記事（甲9、10、乙1、4）は、事故に関する記事や、新しい機器やシステムの導入、物品販売、20 施策の紹介、イベントや企画の紹介、事業等に関する計画、駅の名称、列車接近メロディー、制服の変更等の出来事に関する記事であるところ、そのうち、事故に関する記事については、相当量の情報について、読者に分かりやすく伝わるよう、順序等を整えて記載されるなど表現上の工夫をし、それ以外の記事については、いずれも、当該記事のテーマに関する直接的な事実関係に加えて、25 当該テーマに関連する相当数の事項を適宜の順序、形式で記事に組み合わせたり、関係者のインタビューや供述等を、適宜、取捨選択したり要約するなどの



表現上の工夫をして記事を作成していることが認められ、各記事の作成者の個性が表れており、いずれも作成者の思想又は感情が創作的に表現されたものと認められるものであり、「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道」である  
5 ということはできない。また、著作物といえるための創作性の程度については、  
高度な芸術性や独創性まで要するものではなく、作成者の何らかの個性が発揮  
されていれば足り、報道を目的とする新聞記事であるからといって、そのよう  
な意味での創作性を有し得ないということにはならない。

したがって、1審被告の上記主張は採用することができない。その他1審被告は、平成30年度掲載記事が著作物に該当しない理由を縷々指摘するが、い  
10 ずれも採用することができない。

(甲18)

原告各記述の分量は、上記訴訟の対象となった新聞記事（短いもので200字以下。甲19-1～2）よりも多い。そして、取材で収集した相当量の客観的事実を、  
15 読者に分かりやすく伝わるよう、順序等を整えて記載するなど表現上の工夫をして  
いる点で共通している。したがって、著作権法10条2項に該当するかという観点  
によっても著作物性の有無が判断されるべきである。

原告は元新聞記者であるが、短い記事を書く場合でも、公表データの収集を含む  
多種多数の取材を重ね、それをもとに構成を考え、素材を選び出し、いったん書い  
20 たものに推敲を重ねて完成させるのであり、株価の表など定型がある形式的な特定  
の記事を除けば、短い記事であっても相当の創意工夫といった知的作業を要する。  
著作権法10条2項に該当しないとした上記訴訟の判断は、記事作成の実情を常識  
的に理解した妥当なものである。

原告各記述の著作物性を否定した別件訴訟の判決は、上記中日新聞訴訟の判断と  
25 比べて著しく均衡を欠いている。原告各記述も基本的な制作作業は新聞記事とかわ  
らない。新聞記事には事件報道など定型の文体を持つものがあるが、原告各記述は

自由度の高いルポルタージュであり定型のものはない。新聞の事件記事であれば書き出しが同じになることはあり得るが、ルポルタージュでそのようなことが起きるのはまれである。一般的に、雑誌記事は通常の新聞記事よりも創作性は高いのである。単行本となるとさらに高い創作性が求められる。一般的な新聞記事に著作物性を認めながら、ルポルタージュの著作物性を否定するのは不合理である。

また、著作物性の有無を判断する手法も、上記中日新聞訴訟では、個々の記事の全体をとらえて創作性などを検討しているのに対し、別件訴訟では、一定の分量がある文章をあえて細切れに分割し、個々の断片ごとに創作性の有無などを検討している。もとより、原告各記述と被告各記述は表現上の類似性が高いことが一見して明瞭であり、あえて細切れに分けた上で個々の断片ごとに検討する意味があるのか、疑問がある。

事実を素材に使い、簡潔な文章で表現するという特徴を持つ新聞や一般読者向けの雑誌記事（ルポルタージュ）に対して、別件訴訟のような「細切れにする」検討方法を使えば、いかなる記事や著作でも「ありふれた事実の伝達」の羅列になりかねない。別件訴訟において採用された比較検討のありかたは、その方法において誤りがある。

## （２）情報の伝達と著作物は区別される

別件訴訟の判断および被告の主張は、原告各記述で用いられた素材が容易に入手可能な客観的事実であり、そこで表現されている内容も周知のものであり、かつ表現方法もありふれているという趣旨である。しかし、この点をも、上記中日新聞訴訟の判断と大きなずれがある。

茨城県知事が県議会において公衆Wi-Fiの整備を進める旨の答弁をした事実や、観光庁のアンケート結果といった、一般に公表されている容易に入手可能な客観的事実を簡易な表現で簡潔に伝えた200字前後の記事について、その著作物性を認めている（甲19—2）。

原告各記述に素材として用いた客観データなどの情報は、たしかにその多くが比

較的簡単に入手できるとしても、原告各記述で使用したのと同じ内容のものを同程度に収集し、それらを素材として原告各記述と類似した文章を作成することは、原告各記述に依存することなしには不可能である。原告は、文部科学省や日本学生支援機構に取材し、また情報公開請求の手続きを通じて大量の情報を入手し、そこから、原告の考察を含めた内容を文章表現するため、取舍選択、配列していくという作業を行っているものであり、これと同じことを別人が偶然行うことは常識的にあり得ない。

被告の主張は、原告が様々な工夫を凝らして作成した文章の完成したものを讀んだ上で、そこに記載された個々の情報（データ類）がインターネット上のあちこちで見つかったと言っているに過ぎない。

被告の主張は、単純な情報の伝達と情報を素材に使った著作物を混同しており、失当である。

### （3）判例、学説に基づけば原告各記述には著作物性がある

判例（東京地裁平成6年2月18日 判時1486・110頁（日経コムライン事件）や学説（甲20・『著作権法』中山信弘55～57頁）に従えば、訃報や人事異動のような明らかに創作性が認めれないものを除き、新聞記事には一般的に著作物性が認められるところ、原告各記述は新聞記事ではないが、報道を目的とした雑誌記事や単行本のルポルタージュであり、客観的事実を素材として平易な文体で作者の思想や感情、考え等を表現する点で共通しているのであるから、著作物性が認められてしかるべきである。

## 第4 被告作成の対象表について

原告各記述の、アイデア、事実取舍選択・配列に創作性があることはすでに述べた。被告作成の対象表にしたがって原告の見解を述べる。

### （1）原告記述1

1A 使われている事実も表現もほぼ同一である。1Aは、単純な事実を説明しているのではなく、原告の考察を述べた一連の文章の中の導入部分である。事実の

取捨選択、配列（記述順序）ともに表現上の創造性が認められる部分において同一性がある。

1B 同上

#### ◎記述全体の創造性

5 さらに、1A～1Bを一体の文章として比較した場合、使われている事実と文章表現、記述順序、構成はほぼ同一である。この記述順序および素材たる事実の選択にもっとも創造性が発揮されているところ、表現上の創造性が認められる部分において同一性がある。

#### 10 (2) 原告記述2

2A 使われている事実も表現もかなりの程度同一である。単純な事実を説明しているのではなく、原告の考察を述べた一連の文章の中の導入部分である。事実の取捨選択、配列（記述順序）ともに表現上の創造性が認められる部分において同一性がある。

15 2B 「年間360億円（12年度）」を「年間419億円（2014年度）」に差し替えたほかは、ほぼ同じである。原告の考察の過程の一部であり、事実の取捨選択、配列（記述順序）ともに表現上の創造性が認められる部分において同一性がある。

20 2C 「むしろ」を「よく考えれば」としている部分があるものの、ほぼ同じである。原告の考察の過程の一部であり、事実の取捨選択、配列（記述順序）ともに表現上の創造性が認められる部分において同一性がある。

2D 「利益こそが」を「延滞金と利息による「利益」こそが」としている部分があるものの、第1文はほぼ同一である。著者（原告）の原告の考察の過程の一部であり、表現上の創造性が認められる部分において同一性がある。

25 2E 原告記述は3文から構成されるが、被告記述はそこから第2文を取り除いたものとほぼ同一である。著者（原告）の原告の考察の過程の一部であり、表現

上の創作性が認められる部分において同一性がある。

2F 表現上の共通点は乏しいものの、趣旨としての共通部分がある。

### ◎記述全体の創作性

2A～2F の一体の文章として比較した場合、使われている事実と文章表現、記述順序、構成の類似性は高い。この記述順序および素材たる事実の選択にもっとも創作性が発揮されているところ、表現上の創作性が認められる部分において同一性がある。

## 第5 不法行為

仮に、原告各記述に著作物性がないとしても以下のとおり不法行為を構成する。

### 10 1 デッドコピー

原告各記述に用いられた事実は、たしかにその多くはインターネット上で発見可能ではあるが、訴外大内が独自にそれらの個々の事実を収集したものではない。模倣した上で、あたかも自身で収集したかのように事実を歪める釈明を行ったと考えるのが自然である。原告記述1をじっさいは読んでいないのに読んでいないと事実15 反する説明をしたのは、学者の守るべきマナーに違反していることを自認していた証拠である。被告記述1は公的研究費の助成対象研究であり、丸写しをしてはならないのは言うまでもなく、参照した文献や先行研究を明記する義務を大内氏は負っていた。被告は、被告各記述が原告の著作物のいわば丸写しであり、それが出版業界の常識や研究倫理に照らして、決してあってはならない行為であることを知悉し20 ていた。

著作権侵害が認められない場合であっても、社会通念等に照らして著しく不合理な事情がある場合には、特段の事情があるとして不法行為が認められてしかるべきである。

### 2 氏名表示について

25 大内氏は大学教授の地位にある研究者であり、論文や記事等を発表する際には、先行研究や参照した文献、そらの執筆者を、出典として明記する職業上の義務を

負っている。特に被告記述1は公的研究費助成研究であり、一層の倫理遵守が求められるものであった。被告は、研究倫理上、被告各記述に引用元・参考元として原告各記述の著作物名と原告の氏名を表示する義務があることを知っていながら故意にそれをしなかった。

- 5 また、被告は大内氏がそうした研究倫理を遵守すべき義務を負っている立場にあることを知りながら、故意または過失によって義務違反を放置した。原告記述1をじっさいは読んでいるのに読んでいないと事実と反する説明をしたのは、学者の守るべきマナーに違反していることを自認していた証拠である。悪質性、不合理の程度は社会通念上許容範囲を超えており、不法行為を認めるべき特段の事情があるとい
- 10 うべきである。

### 3 説明義務の不履行

- 被告は、発行人は朝日新聞社であるから、原告の問い合わせに対する説明義務はないなどと述べる。しかし、被告名の「回答書」には「責任者」として回答した旨書かれていることから、説明義務を負っていることは明らかである。また、仮に説
- 15 明をする立場にないとしても、その責任が本来どこにあるのかを原告に伝えることは容易にできたのであるから、それをしなかったことについて説明義務の不履行がある。

- 回答書は、一時的に出庫停止の措置をとったことを連絡する以上の説明はない。発行者としての責任の有無、意見等、原告が求めた内容はいっさい書かれていない。
- 20 被告職員は説明する旨回答した以上、説明義務の不履行がある。

### 第6 本件模倣行為が不問にされることによる社会的悪影響

- 大内氏による本件著作権侵害行為またはデッドコピー等による不法行為は、厳格な研究倫理をわきまえるべき立場にある大学教授が、共著者でもあるジャーナリストの著作から、そのアイデアや取材で得た事実とともに模倣した上であたかも独自の著作物のようにして発行し、盗用・剽窃のそしりを受けるや、自身が先行して発
- 25 表した著作物があるのだと釈明したものの、それらにもまた盗用・剽窃の疑いがある。

り、さらなる説明を求めたところ、なおも責任を免れるべく場当たりの虚偽を述べて言い逃れを続けているという、その悪質さにおいてきわめて特異な事案である。研究不正の調査を担うべき研究機関が、必ずしも十分な調査を行うことができていないことを奇貨として、教授職にある者にあるまじき不誠実かつ不当な行為を可能

5 にしている。

被告においては、大内氏の行為に重大な問題があることを経験則上知悉しながらも、著作権が保護されにくい権利であることを、これもまた奇貨として、報道・出版に携わる者にあるまじき無責任な態度に終始している。著作権侵害、またはデッドコピーによる不法行為が認められないとすると、原告が生業としているルポルタージュや記事の模倣、複製行為がやり放題となり、制作を続けることが困難になる。創造的な表現活動を守るはずの著作権法が、社会通念に反する格好で、日々創作に取り組むの権利侵害を促進することになりかねない。また、同様の手口による盗用行為が蔓延する恐れも懸念される。社会に及ぼす悪影響は甚大である。

10

中日新聞社が提起した訴訟の内容と別件訴訟との著作物性に関する判断基準の乖離の大きさをみれば、裁判所は、はたして公正な視点で著作物性の有無を判断しているのか一抹の不安を禁じ得ない。大企業の社員が作成した記事の権利が手厚く保護される一方で、企業に属さない原告のような個人が作成した記事や著作物の権利が軽んじられるとすれば、あるいは、原告が当事者訴訟という形態をとったがゆえに偏見が介在したとすれば、著作権法の立法趣旨が損われて文化の衰退を招くだけでなく、司法の信頼も失われることは必至であろう。

15

20

当裁判所においては事案の全体像を正確にとらえた上で慎重な判断をされるよう求める。